

平成30年12月 4日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 岩崎 俊博 殿

クローバー・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 多根 幹雄

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成30年11月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	600,000株
(内訳)	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	430,060株
(内訳)	
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	155,142株

(注) 乙種類株式 議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動

平成28年 3月28日	増資	6,500千円	(資本金 286,500千円)
平成29年 2月24日	増資	5,000千円	(資本金 291,500千円)
平成30年 7月25日	減資	191,500千円	(資本金 100,000千円)

b. 会社の機構

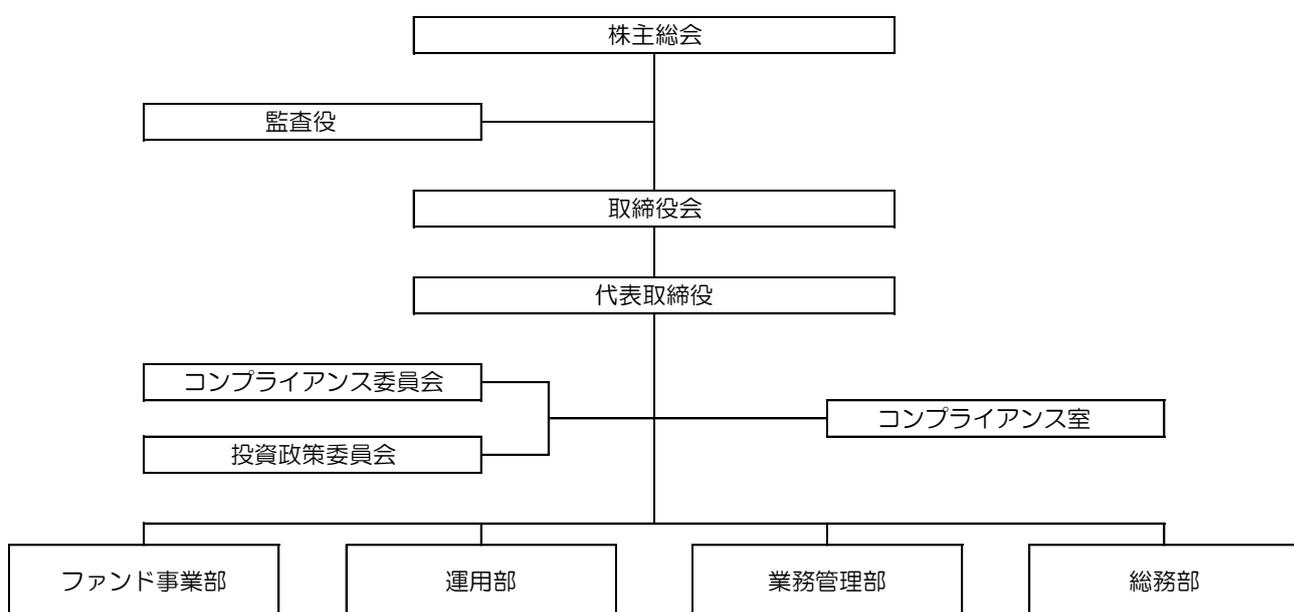
①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は他の在任取締役の任期満了時までとします。

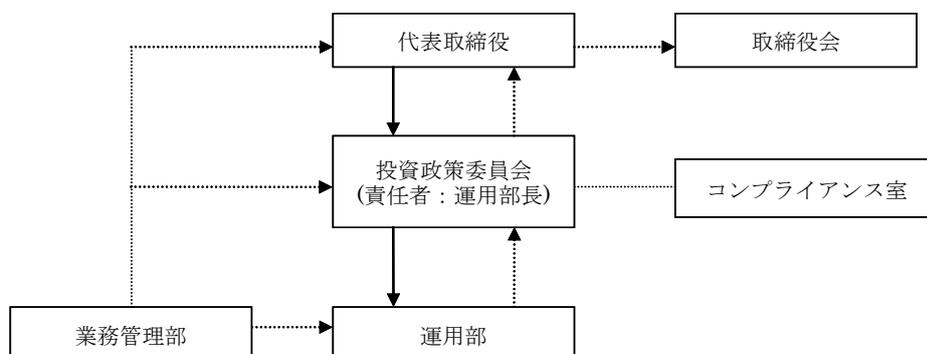
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

②会社の組織図



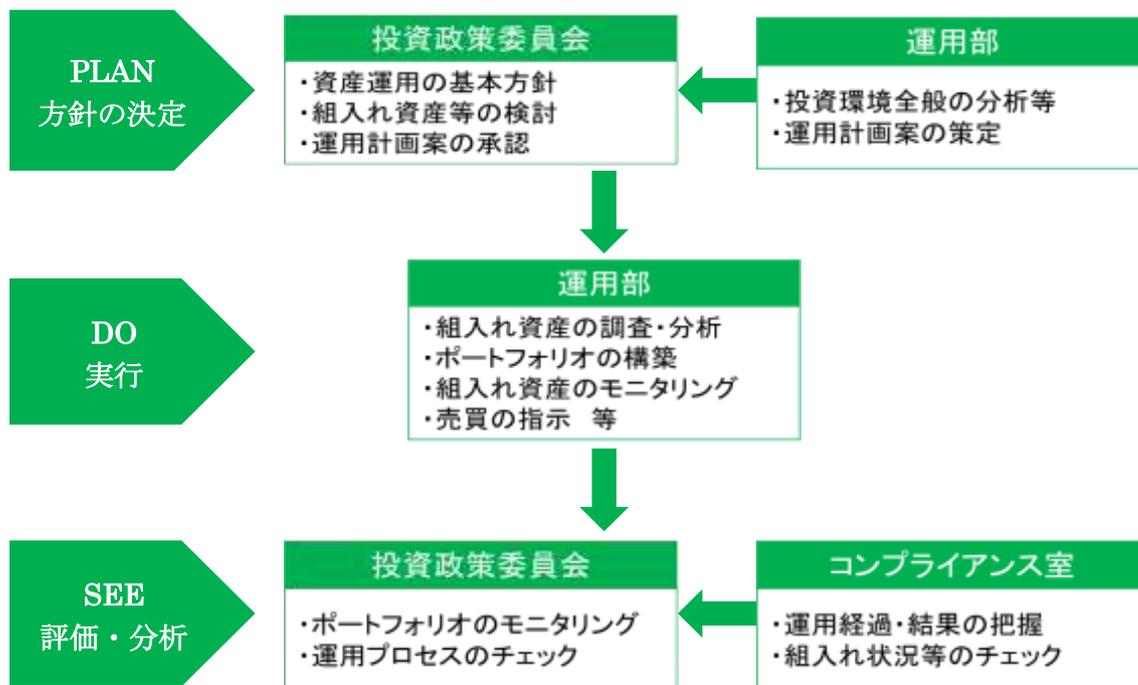
③投資運用の意思決定機構

- ▶ 運用執行ライン
-▶ 運用情報提供ライン



(運用体制)

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



*運用体制は平成30年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

<運用部>

- ① 毎週1回会議を開催
- ② 運用部長及び運用担当者で構成
- ③ 投資環境全般の分析・検討、資産配分の検討
- ④ 運用計画案の策定



<投資政策委員会>

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



<運用部>

投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指

示)、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



<投資政策委員会>

- ① 運用成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

<コンプライアンス室>

- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況のチェック

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益権を直接募集する証券投資信託は平成30年11月末日現在、以下の通りです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	4本	10,061,885,106円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 12 期事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	第 13 期事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,844	29,670
直販顧客分別金信託	21,000	28,100
前払費用	750	750
未収委託者報酬	6,490	9,097
繰延税金資産	-	4,411
その他	0	-
流動資産合計	56,086	72,030
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	191	165
器具備品	1,108	675
有形固定資産合計	1,299	841
無形固定資産 ※2		
ソフトウェア	2,561	2,917
無形固定資産合計	2,561	2,917
投資その他の資産		
投資有価証券	11,801	14,433
長期前払費用	1,117	464
敷金	3,290	3,290
投資その他の資産合計	16,209	18,188
固定資産合計	20,071	21,946
資産合計	76,157	93,977
負債の部		
流動負債		
預り金 ※3	5,698	6,747
未払金	1,374	1,789
未払費用	-	735
未払法人税等	1,565	3,403
未払消費税等	1,333	2,581
賞与引当金	200	180
役員賞与引当金	540	726

流動負債合計	10,710	16,163
固定負債		
繰延税金負債	1,141	1,947
固定負債合計	1,141	1,947
負債合計	11,851	18,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	291,500	291,500
資本剰余金		
資本準備金	201,360	201,360
資本剰余金合計	201,360	201,360
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△423,731	△413,995
利益剰余金合計	△423,731	△413,995
自己株式	△7,410	△7,410
株主資本合計	61,719	71,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,586	4,412
評価・換算差額等合計	2,586	4,412
純資産合計	64,305	75,867
負債・純資産合計	76,157	93,977

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 12 期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第 13 期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,845	83,406
営業収益合計	63,845	83,406
営業費用		
支払手数料	1,897	2,632
広告宣伝費	849	803
委託計算費	14,077	14,505
営業雑経費	8,644	8,093
通信費	4,016	3,813
印刷費	1,886	1,781
協会費	959	743
その他	1,782	1,754
営業費用合計	25,469	26,033
一般管理費		
給料	26,363	30,945
役員報酬	11,194	12,069
給料手当	9,235	9,157
賞与	475	1,300
役員賞与	1,405	3,670
法定福利費	3,313	3,841
賞与引当金繰入額	200	180
役員賞与引当金繰入額	540	726
交際費	261	46
旅費交通費	1,526	1,371
租税公課	2,124	2,614
不動産賃借料	5,647	5,647
退職給付費用	-	54
減価償却費	1,784	1,632
外注費	2,842	-
諸経費	7,791	8,421
一般管理費合計	46,342	50,734
営業利益又は営業損失(△)	△9,965	6,638

営業外収益		
受取利息	2	2
受取手数料	-	590
雑収入	23	13
営業外収益合計	26	606
営業外費用		
支払利息	-	11
雑損失	7	9
営業外費用合計	7	20
経常利益又は経常損失 (△)	△9,947	7,224
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失 (△)	△9,947	7,224
法人税、住民税及び事業税	290	1,900
法人税等調整額	-	△4,411
当期純利益又は当期純損失 (△)	△10,237	9,735

第13期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	291,500	201,360	△ 423,731		△ 7,410	61,719
当期変動額						
当期純利益又は当期純損失 (△)			9,735			9,735
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			9,735			9,735
当期末残高	291,500	201,360	△ 413,995		△ 7,410	71,454

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,586	64,305
当期変動額		
当期純利益又は当 期純損失(△)		9,735
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,825	1,825
当期変動額合計	1,825	11,561
当期末残高	4,412	75,867

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
建物	98千円	124千円
器具備品	1,721千円	2,154千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
ソフトウェア	9,503千円	10,677千円

※3 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
預り金	5,610千円	6,630千円

(損益計算書関係)

第12期事業年度	第13期事業年度
自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
該当なし	該当なし

(株主資本等変動計算書関係)

第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	224,918	50,000	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	380,060	50,000	-	430,060

(変動事由の概要)

株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 甲種類株式 50,000 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	960	-	960	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	960	3,420

(変動事由の概要)

自己株式減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の売却による減少 甲種類株式 960 株

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第12期事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	27,844	27,844	—
(2) 直販顧客分別金信託	21,000	21,000	—
(3) 未収委託者報酬	6,490	6,490	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	11,801	11,801	—
資産計	67,137	67,137	—
(1) 未払金	1,374	1,374	—
(2) 未払費用	—	—	—
(3) 未払法人税等	1,565	1,565	—
(4) 未払消費税等	1,333	1,333	—
負債計	4,272	4,272	—

第13期事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29,670	29,670	—
(2) 直販顧客分別金信託	28,100	28,100	—
(3) 未収委託者報酬	9,097	9,097	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	14,433	14,433	—
資産計	81,302	81,302	—
(1) 未払金	1,789	1,789	—

(2)未払費用	735	735	—
(3)未払法人税等	3,403	3,403	—
(4)未払消費税等	2,581	2,581	—
負債計	8,510	8,510	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第12期事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	27,844	—	—	—
直販顧客分別金信託	21,000	—	—	—
未収委託者報酬	6,490	—	—	—
合計	55,335	—	—	—

第13期事業年度（平成30年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	29,670	—	—	—
直販顧客分別金信託	28,100	—	—	—
未収委託者報酬	9,097	—	—	—
合計	66,868	—	—	—

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第12期事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	11,801	8,074	3,727
	小計	11,801	8,074	3,727
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,801	8,074	3,727

第13期事業年度(平成30年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,433	8,074	6,359
	小計	14,433	8,074	6,359
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		14,433	8,074	6,359

2. 売却したその他有価証券

第12期事業年度 (平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第13期事業年度 (平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第13期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、54千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	117,031	100,079
未払事業税	393	491
賞与引当金	61	55
繰延税金資産小計	117,486	100,626
評価性引当額	△117,486	△96,214
繰延税金資産合計	-	4,411
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,141	1,947
繰延税金負債合計	1,141	1,947
繰延税金資産の純額(△は負債の純額)	△1,141	2,464

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第12期事業年度 (平成29年3月31日)	第13期事業年度 (平成30年3月31日)
税引前当期純損失であるため記載しておりません。	法定実効税率 30.86%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 18.98%
	住民税均等割 4.01%
	評価性引当額の増減 △88.13%
	その他 △0.49%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 △34.76%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	40,604	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	47,680	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第12期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第13期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第13期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	150円73銭	177円82銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	△26円83銭	22円81銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	第12期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第13期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△10,237千円	9,735千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)	△10,237千円	9,735千円
普通株式の期中平均株式数	381,335株	426,640株
甲種類株式	229,613株	274,918株
乙種類株式	151,722株	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成30年6月13日開催予定の定時株主総会において付議することを決議いたしました。付議事項に関しては、同株主総会で決議されることを条件に、平成30年7月25日にその効力が発生いたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、欠損金を填補することにより分配可能額を確保し、当社の機動的な資本政策に備えるものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額291,500,000円のうち191,500,000円

資本準備金の額201,360,568円のうち201,360,568円

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額392,860,568円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条に基づき、資本及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金392,860,568円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 392,860,568円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 392,860,568円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 △21,135,219円

4. 日程

(1) 取締役会決議日 平成30年5月29日

(2) 株主総会基準日 平成30年3月31日

(3) 債権者異議申述最終期日 平成30年7月18日

(4) 減資の効力発生日 平成30年7月25日

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 14 期中間会計期間末 (平成 30 年 9 月 30 日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	30,101
直販顧客分別金信託	30,100
前払費用	750
未収委託者報酬	9,550
その他	0
流動資産合計	70,502
固定資産	
有形固定資産 ※1	
建物	154
器具備品	1,634
有形固定資産合計	1,789
無形固定資産	
ソフトウェア	2,336
無形固定資産合計	2,336
投資その他の資産	
投資有価証券	14,952
長期前払費用	137
敷金	3,290
繰延税金資産	3,032
投資その他の資産合計	21,414
固定資産合計	25,540
資産合計	96,042

(単位：千円)

第 14 期中間会計期間末
(平成 30 年 9 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金 ※2		5,801
未払金		2,219
未払費用		505
未払法人税等		90
未払消費税等		2,038
賞与引当金		386
役員賞与引当金		1,035
流動負債合計		12,076
負債合計		12,076
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△13,192
利益剰余金合計		△13,192
自己株式		△7,410
株主資本合計		79,397
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		4,568
評価・換算差額等合計		4,568
純資産合計		83,965
負債・純資産合計		96,042

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 14 期中間会計期間	
(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	48,482
営業収益合計	48,482
営業費用	13,608
一般管理費 ※1	27,868
営業利益	7,005
営業外収益	100
営業外費用	5
経常利益	7,101
税引前中間純利益	7,101
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等調整額	△931
法人税等合計	△841
中間純利益	7,942

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	291,500	201,360	-	201,360	△413,995	△413,995	△7,410	71,454	
当中間期変動額									
減資	△191,500		191,500	191,500				-	
準備金から剰余金への振替		△201,360	201,360	-				-	
欠損填補			△392,860	△392,860	392,860	392,860		-	
中間純利益					7,942	7,942		7,942	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								-	
当中間期変動額合計	△191,500	△201,360	-	△201,360	400,803	400,803	-	7,942	
中間期末残高	100,000	-	-	-	△13,192	△13,192	△7,410	79,397	

第14期中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	4,412	4,412	75,867
当中間期変動額			
減資			-
準備金から剰余金への振替			-
欠損填補			-
中間純利益			7,942
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	156	156	156
当中間期変動額合計	156	156	8,098
当中間期末残高	4,568	4,568	83,965

注記事項

重要な会計方針

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの…中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の区分に表示していた「繰延税金資産」(前事業年度4,411千円)は、当中間会計期間より「投資その他の資産」の区分に表示する方法に変更しております。	

(中間貸借対照表関係)

	第 14 期中間会計期間末 (平成 30 年 9 月 30 日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	135 千円
器具備品	2,466 千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金	5,676 千円

(中間損益計算書関係)

	第 14 期中間会計期間 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 323 千円 無形固定資産 581 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第14期中間会計期間末（平成30年9月30日現在）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	30,101	30,101	—
(2)直販顧客分別金信託	30,100	30,100	—
(3)未収委託者報酬	9,550	9,550	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	14,952	14,952	—
資産計	84,704	84,704	—
(1)未払金	2,219	2,219	—
(2)未払費用	505	505	—
(3)未払法人税等	90	90	—
(4)未払消費税等	2,038	2,038	—
負債計	4,854	4,854	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
敷金	3,290 千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第14期中間会計期間末 (平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,952	8,074	6,878
	小計	14,952	8,074	6,878
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		14,952	8,074	6,878

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末
(平成30年9月30日現在)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第14期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	25,955	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	196円81銭
1株当たり中間純利益金額	18円62銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第14期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純利益	7,942千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	7,942千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱いをしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

以上

公開日 平成30年12月7日

作成基準日 平成30年11月29日

本店所在地 東京都中央区京橋三丁目3番4号
お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

平成30年5月29日

クローバー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年 3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年5月29日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について平成30年6月13日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月29日

クローバー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。